

資料 6

都市計画法に基づく北部地区公園の都市計画案に関する

意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

※各意見者の要旨冒頭の【】は意見の区分（賛成・反対・その他）を示しています。

意見者	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
①氏	【賛成】 都市計画案には地元からの意見、要望等も多いと思われますが、これからも十分な説明をお願いするとともに、防災の面から先ずは早期着手、そして開園を要望します。	<p>本公園は、多くの市民の皆様から防災機能を備えた地区公園の新規整備を期待されていることやレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、豊かな地域づくりに資する交流空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設であることから、公共事業として一日でも早く整備できるよう取り組んでまいります。</p> <p>また、今後におきましても、皆様のご理解を得られるよう、丁寧な説明を心掛けてまいります。</p>
②氏	【賛成】 一日でも早い実現を希望します。	<p>本公園は、多くの市民の皆様から防災機能を備えた地区公園の新規整備を期待されていることやレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、豊かな地域づくりに資する交流空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設であることから、公共事業として一日でも早く整備できるよう取り組んでまいります。</p>
③氏	【反対】 店舗営業中	<p>本公園は、多くの市民の皆様から防災機能を備えた地区公園の新規整備を期待されていることやレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、豊かな地域づくりに資する交流空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設であることから、公共事業として一日でも早く整備できるよう取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>また、今後におきましても、皆様のご理解を得られるよう、丁寧な説明を心掛けてまいります。</p>
④氏	【反対】 条件次第賛成	<p>本公園は、多くの市民の皆様から防災機能を備えた地区公園の新規整備を期待されていることやレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、豊かな地域づくりに資する交流空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設であることから、公共事業として一日でも早く整備できるよう取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>また、今後におきましても、皆様のご理解を得られるよう、丁寧な説明を心掛けてまいります。</p>

都市計画法に基づく北部地区公園の都市計画案に関する

意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

※各意見者の要旨冒頭の【】は意見の区分（賛成・反対・その他）を示しています。

意見者	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
		ります。
⑤氏	<p>【賛成】</p> <p>区画整理事業から始まり、市の都市計画に変更と計画を知ってから、建物や生活の今後の将来計画が立てられず、困っていますので早く進めてください。</p>	本公園は、多くの市民の皆様から防災機能を備えた地区公園の新規整備を期待されていることやレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、豊かな地域づくりに資する交流空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設であることから、公共事業として一日でも早く整備できるよう取り組んでまいります。
⑥氏	<p>【賛成】</p> <p>意見記載なし</p>	本公園は、多くの市民の皆様から防災機能を備えた地区公園の新規整備を期待されていることやレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、豊かな地域づくりに資する交流空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設であることから、公共事業として一日でも早く整備できるよう取り組んでまいります。
⑦氏	<p>【その他】</p> <p>理由書に北部地区公園は「災害時の物資供給・集積拠点の用に供する」とあります。ぼうさいの丘公園、北部地区公園それぞれを南部、北部の防災拠点とするならばそれぞれの公園で機能を分担すべきではない。発災時に一方の拠点が機能しなくなったとしても、物資供給等がどの地域でも速やかに実施されるには各拠点が同じような機能を有しているべきです。ぼうさいの丘公園は約2万人の避難が可能、耐震性貯水槽、非常用通信施設、傷病者室、医務室としての機能を有する施設もあります。北部地区公園も面積が不足するなら拡張をして同様な機能を備え、ぼうさいの丘公園と比較してそん色のない公園とすべきです。</p>	北部地区公園につきましては、第一次緊急輸送道路である国道129号に面していることから、災害時の物資供給・集積拠点として考えています。また、ぼうさいの丘公園と同様に、災害対策本部機能の代替場所、防災備蓄倉庫、ヘリポート、耐震性貯水槽等の整備を予定しています。
⑧氏	<p>【条件付き賛成】</p> <p>7月4日に開催された本事業計画の内容に対する公聴会で公述人を務め、それに対する回答を市から受け取ったのはかなり遅く、2ヵ月が経過した9月の縦覧が始まる直前で9月9日のことでした。</p> <p>届いた回答を読み、私が公述した意見はひとつ検討され受け入れられた様子は見受け</p>	<p>多くの皆様からさまざまご意見をいただきまして、都市計画の決定を伴う重要な事項であることから、慎重に審議を重ねてまいりました。そのため、ご回答までにお時間を要してしまいましたことをお詫び申し上げます。</p> <p>皆様からいただきました貴重なご意見につきましては、関係部署と十分に検討の上、計</p>

都市計画法に基づく北部地区公園の都市計画案に関する

意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

※各意見者の要旨冒頭の【】は意見の区分（賛成・反対・その他）を示しています。

意見者	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
	<p>ませんし、審議すらされているとは思えず、市の最高責任者である市長の承認を得ているのかどうかも疑問に感じています。</p> <p>このまま都市計画決定の段階に進むようであれば、市の対応姿勢に大きな不信感を抱くかもしれません。</p> <p>下川入を含む依知地区の南から北までの関係者や地権者、また市の広報や公民館などによる周知だけではなく、すべての住民を対象とした大規模な地区別説明会を開催することもなく、これで多額の税金を投入して行う大事業を決定しても良いのでしょうか？</p> <p>設計業務を依頼している代行業者と、市の特定部署の職員さん達が密室で決め、半ば強引に現行計画を強行突破してしまうでは、民主主義を根底から揺るがしてしまいます。</p> <p>今までの地権者説明会や公聴会は、単なるセレモニー的に行われたに過ぎず、この回答を読む限り、最初から一般の意見を募ろうなどという姿勢はまったく感じられません。</p> <p>業務代行業者の思うままに計画を進めてしまえば業者の思うつぼ、職員さん達も丸投げ状態でストレスもなく、こんな楽なことはありません。しかしこれでは、これでは業者側に市民の財産が搾取されてしまう恐れがあります。職員皆様方のどこかに後ろめたさがつきまとうのではないかでしょうか？</p> <p>関係職員さん達が今まで聞いてきた意見を議会にあげて議論し、妥当な意見と無謀な意見をふるい分けを行い、将来のためになる意見はじっくりと協議しないようであれば市の姿勢を疑い、何らかの法的手段で訴訟に持ち込むこともやむを得えずと思っています。</p> <p>前回の公聴会で私は、50年や100年先の主張をしていることが誰もお分かりにならないのですね…</p> <p>市長をはじめ役職を含む市の職員さん達は、市民のために尽くすことが最大の使命ではないのでしょうか？</p> <p>本質的な問題は本公園事業が、先行していた区画整理事業と隣り合わせで行うことに問題があるのです。</p> <p>何度も繰り返すようですが、7月4日に開催された公聴会における公述者「③、④」の</p>	<p>画への反映可能性を慎重に判断しております。最終的な決定につきましては、市長の承認を経て確定しております。</p> <p>これまで北部地区公園の都市計画決定に向けては、令和7年4月16日に厚木市住みよいまちづくり条例に基づく都市計画素案に関する説明会、6月10日に厚木市都市計画公聴会規則に基づく都市計画原案に関する説明会、7月4日に厚木市都市計画公聴会規則に基づく公聴会を開催してきましたが、いずれも広報あつぎや、市ホームページ、依知北・依知南公民館などに掲載し、地権者及び市民の皆様へ周知を行ってきました。地権者の方及び依知北・依知南地区の各自治会長に対しては、通知でもお知らせしております。</p> <p>このように各手続につきましては、公開の場で法令に則り進めてまいりました。</p> <p>なお、山際北部地区の準備委員会において検討がなされている土地区画整理事業につきましては、公園事業とは独立した別の事業となっております。</p> <p>また、今後におきましても、皆様のご理解を得られるよう、丁寧な説明を心掛けてまいります。</p> <p>公述意見に対する市の回答につきましては、市長部局である職員が職務上作成した行</p>

都市計画法に基づく北部地区公園の都市計画案に関する

意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

※各意見者の要旨冒頭の【】は意見の区分（賛成・反対・その他）を示しています。

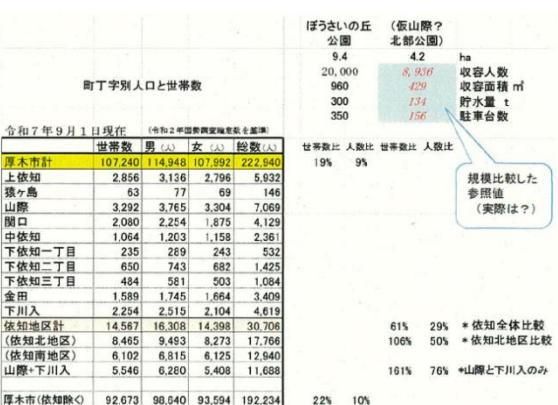
意見者	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
	<p>回答は十分とはいはず、更なる詳細説明と回答文の作成に携わった職員名や責任者名、および市長の署名が記載されておらず、公文書として成立しないものと受け止めます。</p> <p>この指摘に対し、回答文作成者と最高責任者の承認署名付きで、あらためて回答されることをここに要求します。</p> <p>これと相反し、公述人「①・②」への回答は、③・④に比べてはるかに上回るボリュームと内容で対応してあり、その結果、時間が不足してしまったせいか回答内容が手薄となっていることが否めません。あるいは深入りしない方が無難であるという結論に至ったのか、担当者の個人的な考えに基づいた内容で、まったく納得できるものとなっていません。</p> <p>大災害発生時の仮設住宅建設予定地の代替案として、離れた地区への住宅確保が用意可能であると記述されていますが、自分を含めた被災住民の心理は、被災した自宅近くで復興を見守ることを希望するのではないかでしょうか？</p> <p>その点についての配慮が大きく欠落していると私は思います。</p> <p>相模川と中津川に挟まれたこの台地、想定外の大災害が発生した場合、橋の崩落等が重なり、果たして滞りのない移動手段が確保できるのでしょうか？</p>	<p>政文書（公文書）であり、所定の手続を経て作成されたものです。</p> <p>また、これらの文書には、厚木市行政文書管理規程に基づき、公印を押印し、正式に発送しております。</p> <p>仮設住宅の建設地につきましては、災害発生時の被害状況により決定します。</p> <p>被害想定では、南毛利地区の倒壊家屋が多いことから、戸室ハイツ広場を指定しています。</p>
⑨氏	<p>【反対】</p> <p>○公述書の縦覧のやり方も個人の公述が市の意見が加筆され責任所在の部署や責任者の顔が見えない。</p> <p>丁寧に説明するという文言で、これは改正しますなどとは言わない。</p> <p>縦覧する前に公述者に内容の了承確認をせず、常套手段ともいえる意見で打ち切り、確認済みとして、次に進めるやり方は改正すべき。</p> <p>○近隣公園が不足について（防災公園として）</p>	<p>○個人の公述内容につきましては、発言されました内容をそのまま掲載しております。</p> <p>皆様からいただいた貴重なご意見につきましては、関係部署と十分に検討を重ねております。</p> <p>今後も、皆様にご理解いただけるよう、丁寧な説明に努めてまいります。</p> <p>○現在、本市の近隣公園は5公園、7.69ヘクタールとなっており、厚木市緑の基本計画に</p>

都市計画法に基づく北部地区公園の都市計画案に関する

意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

※各意見者の要旨冒頭の【】は意見の区分（賛成・反対・その他）を示しています。

意見者	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
	<p>現状の規模・個数を上げそれをどこまで充當するのが目標なのか？ その理由は考えているのか</p> <p>○大規模災害に備える防災機能について 東日本から能登半島地震から現在、未だに復旧できる見通しが把握できていない状況で、防災機能を持った公園（絵にかいた餅的に）というのではなく、この規模で具体的な防災機能とは何で、機能は何をどの程度補管し避難対象住民はどの程度か、備蓄品、援助物資の集配布を今までの考え方をどう変えるのか、被災を想定してこの防災公園の仕様を明確に示すことが重要なことです。</p> <p>○ぼうさいの丘公園が南でこれに対し北は今回の仮北部地区公園という計画案は比較には余りにもかけ離れているし、依知地区全体の防災公園の規模にも当たらず、変な南北分断は不要です 厚木市人口統計と関連して</p>	<p>おいて、令和 17 年には 6 公園、9.69 ha クタールを目標としております。 また、平成 29 年 10 月に改定した厚木市緑の基本計画にて本市の社会構造の変化、緑地の現況や土地利用の変化などを考慮しながら、都市公園の配置及び規模について見直しをしており、策定の際には、パブリックコメントも実施し、市民の皆様からご意見をいたいたうえで決定させていただいております。</p> <p>○災害発生時には、被災者を支援するため、必要不可欠と見込まれる物資を国が調達し、被災地に緊急輸送するブッシュ型支援が行われることから、物資の受入れに対応するため、物資供給・集積拠点として整備する予定です。</p> <p>○北部地区公園は、物資供給・集積拠点として整備する予定であり、避難所として指定する予定はありません。あくまで、一時的に災害から身を守る場所として想定しています。</p>



* 上記表の単純な参照数値（赤文字）も予測せず、南・北の公園として挙げているが比較・説明もせず、言葉遊びとも言え、人口数からも避難所とは言えない。この公園では山際・下川入の一部の住民の収容しかできない

都市計画法に基づく北部地区公園の都市計画案に関する

意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

※各意見者の要旨冒頭の【】は意見の区分（賛成・反対・その他）を示しています。

意見者	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
	<p>○絵にかいた公園像を具体的に落とした計画・理由を示し、この地域の将来像を住民に理解してもらうのが最も重要</p> <p>○現状の計画だと、この市街化調整区域のトータルプランは工場用地であり、隣接してこの公園を作る計画であり、公共事業で公園を単独で進めるのは数年先というが、隣接地に大きな工場・高層倉庫が進出したら、この公園の利用は位置的にも安心できず、また病院跡地買収・維持費等でかかった費用を補いプラス差益を見込む過剰な税支出があると考える。 どこが緑と水を生かす街づくりなのか明確でない。 また、土地区画整理事業を同時に推進していくのが必要十分条件で単独（公共）事業では進めないのは明らか。</p> <p>○現在災害時を想定した「自治会ごとの自主防災隊運用」や「指定避難所の運用」について実践的な見直しも検討されていない点、更にこの公園管理との連携の再検討内容も考慮されていない状況では無理がある。</p> <p>○防災公園の定義や備えるべき設備、要望、必要条件については、災害時の避難場所として機能することが求められます。 具体的には、安全な避難スペース、防災倉庫、仮設トイレ、給水設備、発電機などが必要となり、さらに車椅子利用者や高齢者にも配慮した設計が望まれます。 また、地域住民の参加による訓練やワークショップを行える場の確保も重要です。</p>	<p>○「厚木市地域防災計画」の指定緊急避難場所の項目として、依知地区に防災機能を備えた（仮称）北部地区公園を整備し、拠点型防災備蓄倉庫の建設、ヘリコプター臨時離着場の確保等を行うとともに、災害対策本部機能の代替性の更なる確保に向け、災害対策本部機能をあらかじめ付加した施設の整備に努めます。このほかにも市の公共施設を緊急的な避難場所にするほか、一定の条件に合う都市公園へ災害時に使用できるトイレ等を設置するなどの整備を図ることとしております。</p> <p>○厚木市都市計画マスタープランでは、「関口・山際地区の市街化調整区域は、東部拠点として計画的な土地利用の誘導を図るとともに、都市的な土地利用への転換だけでなく、自然環境との調和・連携を図り、農地を含む自然的な土地利用の活用など、地域特性に応じた土地利用の検討を進めます。」としています。 さらに、同プランでは、水と緑の豊かな自然環境をいかしたまちづくりとしまして、相模川及び中津川を活用した親水・憩いの場づくりや河川沿いの田園や斜面緑地など自然環境の保全を目標としています。</p> <p>また、市が公共事業として実施する予定の北部地区公園事業は、山際北部地区の準備委員会において検討がなされている土地区画整理事業とは別事業であり、各々が独立した事業となっております。</p> <p>○北部地区公園は、物資供給・集積拠点として整備し、滞在するための避難所として指定する予定はありません。 一時的に災害から身を守る場所として十分なスペースを確保する予定であり、平時には、地域住民の参加による防災訓練やワークショップを行える場として活用していただきたいと考えております。</p>

都市計画法に基づく北部地区公園の都市計画案に関する

意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

※各意見者の要旨冒頭の【】は意見の区分（賛成・反対・その他）を示しています。

意見者	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
	<p>この辺は防災に詳しい公園緑地課の方なら十分考えられていると思いますが、それについて、この北部地区防災公園として設定している数とその理由・裏付けデータ、被災者の収容人数の地域カバー率など平時や被災時の管理運用を具体的に依知地区住民・当然厚木市民にも理解してもらうこと。これをまずやり将来に禍根を残さないことです。</p> <p>○総じて、 前市長の長い任期中にも関わらず、進んでいないこの市街化計画は第8回もの変更になってなお継続中、時代の要請もあるが、そもそも不備があったのではないか、計画内容を充実させ現実化できなかったといえる。</p> <p>依知地区の市街化調整区域を3分割してまずは①は山際から進め、②山際北部へとの土地区画整理事業であった。研究の後、準備委員会が発足した段階で産業（工場）用地の方向に決まった。</p> <p>これは神奈川県の強い指示があったとも、住宅地や商圏用地は認めないともあり、また、『水と緑との共生』というスローガンがあったと思うが、7・8回目にこれが削除された。</p> <p>これは農業や森林などの第一産業への育成は国・県・厚木市行政は推進しないとした結果となる。</p> <p>令和7年現在、依知地区を眺めると、広く農業振興用地であった水田に高速道路・環境センター・農協施設・物流倉庫等々が次々と立ち、農家の後継者不足や費用高騰もあいまって農業の不採算がつなり、高齢者の負担増・若者の土地離れや人口減少と少子化で規模が益々減少している。</p> <p>今や米不足で米単価を上げ、生産量を増やせと云う 第一次産業は短期間で変えられることは承知のはず。</p> <p>行政が『水と緑』を軽んじてきた結果であろう。</p> <p>農業振興用地といえども今や、産業用地に拘る状況ではなく、住宅用地や商圏用地への展開も検討すべきで国や県も固執できない状況で施策検討をおろそかにした結果を認識しているはず。</p>	<p>○厚木都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針では、新市街地ゾーンとして、新たなまちづくりを検討する概ねの地域や土地利用の方向性等を位置付けており、山際北部地区及び山際地区においては、「高規格幹線道路等のインターチェンジに近接するとともに幹線道路に接続するなどの広域的な道路ネットワークの優位性をいかし、産業系の市街地を形成するため、農林漁業との調整を図りながら、必要な土地利用の検討を行っていく。」とされていますので、いただいたご意見は、県の所管部局に伝えます。</p> <p>なお、厚木市都市計画マスターplanでは、「関口・山際地区の市街化調整区域は、東部拠点として計画的な土地利用の誘導を図るとともに、都市的な土地利用への転換だけでなく、自然環境との調和・連携を図り、農地を含む自然的な土地利用の活用など、地域特性に応じた土地利用の検討を進めます。」としています。</p>

都市計画法に基づく北部地区公園の都市計画案に関する

意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

※各意見者の要旨冒頭の【】は意見の区分（賛成・反対・その他）を示しています。

意見者	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
	<p>◎以上の点から公園に限らず、用地種別を含め依知地区の市街化計画をあらためて根本から見直すべきです。</p> <p>さらに言えば、北公園化は現在迄13年もかかっている北部地区土地区画整理事業、さらに山際地区はそれ以上経過しており、市の担当も次々と異動して文章（記録が正確にあれば）で知る程度の現在の担当者なのでは？その間累々と税金が使われ外注先への流失ともなっていないだろうか。</p> <p>将来像が住民の為になり生活も良くなり継続維持可能で行政も生きがいを感じて働く状況になる為にもあるべき将来の厚木市と市民の状況を創造して、この計画を早急に改め作り直すべきと考える。</p> <p>防災公園として考慮不足も含め反対します。</p>	<p>○北部地区公園は、市街化調整区域に位置しております。</p> <p>本公園は、多くの市民の皆様から防災機能を備えた地区公園の新規整備を期待されていることやレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、豊かな地域づくりに資する交流空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設であることから、公共事業として一日でも早く整備できるよう取り組んでまいります。</p>
⑩氏	<p>【賛成】</p> <p>公園の設置には賛成です。依知地区には子供の遊び場以外の規模の大きな公園がないため、地域住民が憩いの場として、健康増進等を図るため、防災の機能を備えた公園はありがたいです。</p> <p>しかし、公園の規模はもっと大きくすべきです。災害時に小中学校を想定されているようですが、依知地区の住民の住居は現在の耐震構造を満たしていない家が多く、敷地面積も限られています。また、依知地区が東西を相模川と中津川で遮られ、北側は行政区外であるため大規模な災害があった場合孤立する恐れが考えられるためです。昨今の大規模地震を見ても、河川で遮られ、孤立している集落が必ず出てきています。</p> <p>このような状況を想定した場合、現状の計画では対応が難しいと思います。防災の機能も備えるなら、また、公園としての機能を拡充するためにも、余裕を見るべきでしょう。行政で対応するものは一度作ったら簡単に拡張することは難しいと思います。規模の再検討をお願いいたします。</p>	<p>本公園は、多くの市民の皆様から防災機能を備えた地区公園の新規整備を期待されていることやレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、豊かな地域づくりに資する交流空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設であることから、公共事業として一日でも早く整備できるよう取り組んでまいります。</p> <p>公園の規模につきましては、災害時及び平常時に必要な施設や動線等も検討した上で充足した面積となっております。</p>
⑪氏	<p>【反対】</p> <p>当初の計画から地域の住民への情報や説明が不十分なうえ、いつの間にか違う計画になっているように、何もかも信用出来ません。本当に必要な施設なのか、地権者や周辺住民の意見を聞き都市計画を見直して欲しいと思います。</p>	<p>平成16年3月に策定した厚木市緑の基本計画では中津川右岸沿いに約10ヘクタールの（仮称）北部地区総合公園を位置付けましたが、平成22年度作成した厚木市洪水ハザードマップにおいて浸水想定区域となつたことから、公園の位置や規模を見直し、平成29年10</p>

都市計画法に基づく北部地区公園の都市計画案に関する

意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

※各意見者の要旨冒頭の【】は意見の区分（賛成・反対・その他）を示しています。

意見者	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
		<p>月に改定した厚木市緑の基本計画では現在の位置及び規模の（仮称）北部地区公園として位置付けられています。</p> <p>本公園につきましては、市の最上位計画である厚木市総合計画で、災害時の拠点となる防災機能を備えた公園の整備計画を推進するとしており、厚木市都市計画マスタープランや厚木市緑の基本計画にも防災機能を備えた（仮称）北部地区公園を整備することが示されています。</p> <p>厚木市緑の基本計画を策定した際には、パブリックコメントも実施しており、市民の皆様からご意見をいただきたうえで決定させていただいております。</p> <p>また、公園整備につきましては、依知北及び依知南地区自治会連絡協議会から早期の公園整備の要望をいただいております。</p> <p>さらに、（仮称）北部地区公園整備検討会では依知北、依知南の自治会連絡協議会会長、中平及び長坂自治会長、依知北及び依知南地区館長、防災指導員、青少年健全育成会、民生委員及び防災士の合計 10 名で組織し、地元の意見を取り入れるため、市民アンケートの結果やオブザーバーとして参加いただいた大学の先生にも意見をいただき、公園施設を検討してまいりました。</p> <p>このように、多くの市民の皆様から防災機能を備えた地区公園の新規整備を期待されていることやレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、豊かな地域づくりに資する交流空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設であることから、今後におきましても、皆様のご理解を得られるよう、丁寧な説明を心掛けてまいります。</p>
⑫氏	<p>【反対】</p> <p>防災の丘公園のようなものをイメージしてたが、倉庫街になってしまわないか心配です。公園つくりの目的に沿った具体的な全体計画の示してほしい、現状の計画では反対です。</p>	<p>本公園の完成イメージにつきましては、説明会資料等の中で現段階での公園の全体計画について示しております（市ホームページでも確認できます。なお、イメージ図のため公園施設の詳細は今後、変更になる場合があります。）。</p> <p>今後におきましても、皆様のご理解を得られるよう、丁寧な説明を心掛けてまいります。</p>

都市計画法に基づく北部地区公園の都市計画案に関する

意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

※各意見者の要旨冒頭の【】は意見の区分（賛成・反対・その他）を示しています。

意見者	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
⑬氏	<p>【賛成】 早急な用地買収を行い、計画を推進し防災に備える。</p>	<p>本公園は、多くの市民の皆様から防災機能を備えた地区公園の新規整備を期待されていることやレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、豊かな地域づくりに資する交流空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設であることから、都市計画決定後には事業認可を申請し一日でも早く整備できるよう取り組んでまいります。</p>
⑭氏	<p>【反対】 私は、北部地区公園内の地権者です。 説明会にはほぼ毎回出席しておりますが、計画がその度に変わり不信感しか感じません。 平成 21 年 11 月 12 日付の小林市長からアンケート調査のお願いの中で、都市マスタープランが掲載されており、それによると関口・山際市街化調整区域に広域的避難場所を想定した「防災公園」を設置することが図入りで示されています。それがのちに「防災機能を備えた公園」に変わり、今年 6 月の説明会では「本公園は物資供給・集積拠点として整備する計画」となっていました。当初の計画とは大きくかけ離れていて、このまま都市計画決定がなされたあとにどのような施設が出来るのか心配です。 ただ過去を振り返ってみると、中津川右岸沿に当初、10 ヘクタール以上の(仮称)北部総合公園を作る計画があったと厚木市の資料にあります。その後そこは厚木市が作成したハザードマップにより浸水想定区域にあたるため計画は中止になりました。その後はどのような経緯があったのかはわかりませんが、今現在その辺りには巨大な物流倉庫が次々と建てられている状態です。 これでは大型トラックが行き交うため騒音が酷くなり近隣住民の生活環境は大丈夫だろうか?と思っていたところ、今年の 8 月に市民から「物流倉庫開発に関する説明・合意形成手続、環境配慮の強化及び生活道路の付け替えに関する陳情」が出されたと知りました。 当初の計画とは全く違うものが作られるという点では、三田も山際も同じなので、私はそれを強く危惧します。</p>	<p>平成 16 年 3 月に策定した厚木市緑の基本計画では中津川右岸沿いに（仮称）北部総合公園を位置付けましたが、平成 22 年度作成した厚木市洪水ハザードマップにおいて浸水想定区域となったことから、公園の位置や規模を見直し、平成 29 年 10 月に改定した厚木市緑の基本計画では現在の位置及び規模の（仮称）北部地区公園として位置付けられています。</p> <p>本公園は、防災機能を備えた公園として、物資供給・集積拠点として整備する計画となっております。</p> <p>本公園の完成イメージにつきましては、説明会資料等の中で現段階での公園の全体計画について示しております（市ホームページでも確認できます。なお、イメージ図のため公園施設の詳細は今後、変更になる場合があります。）。</p> <p>今後におきましても、皆様のご理解を得られるよう、丁寧な説明を心掛けてまいります。</p>

都市計画法に基づく北部地区公園の都市計画案に関する

意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

※各意見者の要旨冒頭の【】は意見の区分（賛成・反対・その他）を示しています。

意見者	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
	以上の理由から今回の都市計画案に反対します。	
⑯氏	<p>【反対】</p> <p>都市計画案の理由書に「市域北部には、防災拠点としての公園が未整備であり、（中略）市民の命と暮らしを守り抜くため、施設は～整備する必要があります。」とあります。</p> <p>以前、厚木市として、市域北部2地区で同時期、それぞれ10ヘクタール規模の公園を計画されていたと知りました。関口・山際地区では、防災公園、中津川右岸沿には（仮称）北部総合公園となっていたとのことです。ハザードマップの浸水地域でも第7回線引きには、（仮称）北部総合公園は計画されておりました。避難場所としての公園20ヘクタールの面積が、何故4.2ヘクタールまで縮小されたのか、疑問です。避難場所としての公園ではなく、土地区画整理を推進するために決められた面積なのではないかと考えます。</p> <p>説明会や公聴会の出席者からも当初と面積が違い、狭いとの意見が出されていました。このことから、反対といたします。</p>	<p>平成16年3月に策定した厚木市緑の基本計画では中津川右岸沿いに（仮称）北部総合公園を位置付けましたが、平成22年度作成した厚木市洪水ハザードマップにおいて浸水想定区域となったことから、公園の位置や規模を見直し、平成29年10月に改定した厚木市緑の基本計画では現在の位置及び規模の（仮称）北部地区公園として位置付けられています。</p> <p>また、平成21年3月に策定した厚木市都市マスターplanでは、市民公園の計画を推進し、緑の基本計画等への位置付けなど、整備の具体的な手法を検討するとして、（仮称）関口・山際地区防災公園がありましたが、こちらも平成29年10月に改定した厚木市緑の基本計画では現在の位置及び規模の（仮称）北部地区公園として位置付けられています。</p> <p>滞在を想定する避難所は依知北及び依知南地区には、上依知小学校、北小学校、藤塚中学校、依知小学校、依知南小学校、依知中学校及びあつぎ郷土博物館を指定しており、想定避難人数が避難できる規模は確保されていることから、本公園は物資供給・集積拠点として整備する計画となっております。</p> <p>公園の規模につきましては、災害時及び平常時に必要な施設や動線等も検討した上で充足した面積となっております。</p> <p>市が公共事業として実施する予定の北部地区公園事業は、山際北部地区の準備委員会において検討がなされている土地区画整理事業とは別事業であり、各々が独立した事業となっております。</p> <p>今後におきましても、皆様のご理解を得られるよう、丁寧な説明を心掛けてまいります。</p>
⑯氏	<p>【反対】</p> <p>（仮称）北部地区公園に関する都市計画案の意見書に対する回答書と令和7年6月10日の説明会の資料に次の説明がありました。</p> <p>平成16年3月に策定した厚木市緑の基本計</p>	<p>平成16年3月に策定した厚木市緑の基本計画では中津川右岸沿いに（仮称）北部総合公園を位置付けましたが、平成22年度作成した厚木市洪水ハザードマップにおいて浸水想定</p>

都市計画法に基づく北部地区公園の都市計画案に関する

意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

※各意見者の要旨冒頭の【】は意見の区分（賛成・反対・その他）を示しています。

意見者	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
	<p>画では中津川右岸沿いに約 10 ヘクタールの（仮称）北部地区総合公園を位置付けましたが、平成 22 年度作成した厚木市洪水ハザードマップにおいて浸水想定区域となったことから、公園の位置や規模を見直し、平成 29 年 10 月に改訂した厚木市緑の基本計画では現在の規模に位置付けられています。</p> <p>滞在を想定する避難所は依知北及び依知南地区には、上依知小学校、北小学校、藤塚中学校、依知小学校、依知南小学校、依知中学校及びあつぎ郷土博物館を指定しており、想定避難人数が避難できる規模は確保されていることから、本公園は物資供給・集積拠点として整備する計画となっています。</p> <p>この資料の説明について、様々な疑問が浮かびました。</p> <p>まず「(仮称) 北部地区総合公園が平成 22 年度に浸水想定区域となったことから、平成 29 年 10 月に改訂した厚木市緑の基本計画では現在の規模に位置付けられています」との説明ですが、厚木市は、2009 年(平成 21 年)度に市の都市マスターplanにおいて、関口・山際市街化調整区域内に防災公園(市民公園)の計画を位置付けていました。2009 年(平成 21 年)度に出された厚木市の都市マスターplan の絵図では、関口・山際地区の土地利用の検討区域内に「(仮称) 関口・山際防災公園(市民公園)の計画推進」との記載が有りました。また、防災公園の必要性について市の解説では「防災公園は、大震火災等の災害が発生した場合広域的避難のように供する 10ha 以上の都市公園であることから、当区域内にある依知小学校、北消防署依知分署などの既存施設と一体かつ連携し、効率的な整備を図ることも想定される」との説明がありました。2025 年(令和 7 年)4 月 16 日の(仮称) 北部地区公園の都市計画素案に関する説明会の資料にも「2009 年(平成 21 年) 厚木市都市マスターplan 関口山際地区に防災公園の計画」との記載が有りました。</p> <p>2015 年(平成 27 年)には約 5.8ha の防災機能を持つ北部地区公園の整備を策定しているとの市の説明があり、さらに 2016 年(平成 28 年)になると、神奈川県の防災センター、ぼうさいの丘公園、荻野運動公園を引き合いに出して、依知北地区にも防災とスポーツを視</p>	<p>区域となったことから、公園の位置や規模を見直し、平成 29 年 10 月に改訂した厚木市緑の基本計画では現在の位置及び規模の（仮称）北部地区公園として位置付けられています。</p> <p>また、平成 21 年 3 月に策定した厚木市都市マスターplan では、市民公園の計画を推進し、緑の基本計画等への位置付けなど、整備の具体的な手法を検討するとして、（仮称）関口・山際地区防災公園がありました。こちらも平成 29 年 10 月に改訂した厚木市緑の基本計画では現在の位置及び規模の（仮称）北部地区公園として位置付けられています。</p> <p>本公園につきましては、市の最上位計画である厚木市総合計画で、災害時の拠点となる防災機能を備えた公園の整備計画を推進するとしており、厚木市都市計画マスターplan や厚木市緑の基本計画にも防災機能を備えた（仮称）北部地区公園を整備することが示されております。厚木市緑の基本計画を策定した際には、パブリックコメントも実施しており、市民の皆様からご意見をいただいたうえで決定させていただいております。</p> <p>なお、公園整備につきましては、依知北及び依知南地区自治会連絡協議会から早期の公園整備の要望をいただいております。</p> <p>さらに、（仮称）北部地区公園整備検討会では依知北、依知南の自治会連絡協議会会長、中平及び長坂自治会長、依知北及び依知南地区館長、防災指導員、青少年健全育成会、民生委員及び防災士の合計 10 名で組織し、地元の意見を取り入れるため、市民アンケートの結果やオブザーバーとして参加いただいた大学の先生にも意見をいただき、公園施設を検討してまいりました。</p> <p>このように、多くの市民の皆様から防災機能を備えた地区公園の新規整備を期待されていることやレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、豊かな地域づくりに資する交流空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設であることから、今後におきましても、皆様のご理解を得られるよう、丁寧な説明を心掛けてまいります。</p>

都市計画法に基づく北部地区公園の都市計画案に関する

意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

※各意見者の要旨冒頭の【】は意見の区分（賛成・反対・その他）を示しています。

意見者	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
	<p>野に入れた施設が必要であり、市民だけでなく、他市町村の方が被災した場合も、被災者を受け入れる必要があると考えているとの市の説明があったようです。</p> <p>厚木市がこの山際の公園の底地を土地区画整理の中で生み出す方法になっていると説明しているのを私が初めて聞いたのは、2018年(平成30年)6月以降のことでした。その時の厚木市の説明では「広域避難場所の整備は、要件が約10haの用地が必要となり、用地の確保に課題があるので、山際地区については、防災機能を備えた公園として、厚木市地域防災計画において指定緊急避難場所としての位置付けを予定している」とのことでした。私は2011年(平成23年)頃から厚木市が開催する説明会に出席していましたが、土地区画整理で公園を生み出すという理解は全くしていませんでした。また、広域避難場所や指定緊急避難場所の区別の認識もありませんでした。そのような説明が市からは一切なかったからです。</p> <p>一方、(仮称)北部地区総合公園については、2010年(平成22年)に厚木市の説明があったことが、今回わかりました。(仮称)北部地区総合公園は「三田の区域であり、総合公園は、おおむね10ha以上の公園ということで、現状の財政状況ではこれらの土地を購入して大型の公園をつくるっていくというのはなかなか厳しい状況にあり、厚木市緑の基本計画にもござりますけれども、現段階での進捗はまだみられない状況です」との説明がありました。</p> <p>それなので、2025年(令和7年)6月10日の説明会の資料の「厚木市緑の基本計画では中津川右岸沿いに約10ヘクタールの(仮称)北部地区総合公園を位置付けました」という説明は正しいものと思いました。</p> <p>つまり、(仮称)関口・山際防災公園(市民公園)と中津川右岸沿いの(仮称)北部地区総合公園の計画は元々は、ともに10ha以上の公園であり、2009年(平成21年)、2010年(平成22年)当時は、厚木市には10ha以上の公園の計画が少なくとも2か所に存在していたことになります。</p> <p>しかも、2010年(平成22年)時点では、特にハザードマップという記載はなく、(仮称)</p>	

都市計画法に基づく北部地区公園の都市計画案に関する

意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

※各意見者の要旨冒頭の【】は意見の区分（賛成・反対・その他）を示しています。

意見者	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
	<p>北部地区総合公園は厚木市の当時の財政状況から作るのが難しい状況だったという説明でした。財政状況が問題なのであれば、山際の10ha以上の防災公園も同様に厳しかったのではないかと想像いたしますが、当時を思い返すと、山際の病院を厚木市が買い取った際に、新聞等では、この場所は厚木市の公園の計画がある場所というような報道がされていましたように記憶していますし、当時厚木市が「農地の集約化や農地の税制について」の資料を地権者に配布し、そこに収用補償金についての解説等が掲載されていたこともあります。私は厚木市が10ha以上の防災公園を作る計画を立てていて、厚木市が地権者から土地を購入して公園を作るものと思っていました。</p> <p>2009年(平成21年)から2018年(平成30年)に至るまで、厚木市からは、関口・山際地区の市街化調整区域内の公園の話が出ていましたので、(仮称)北部地区総合公園の計画が「平成29年10月に改訂した厚木市緑の基本計画では現在の規模に位置付けられています。」というように、山際の北部地区公園の計画に変わったというような記載は明らかに間違った説明になると思います。</p> <p>また、(仮称)北部地区公園に関する都市計画素案の意見書に対する回答書と2025年(令和7年)6月10日の説明会の資料の説明で、厚木市から初めて「(仮称)北部地区総合公園については、平成22年度作成した厚木市洪水ハザードマップにおいて浸水想定区域となつた」と教えていただきました。</p> <p>そうなると今度は、2016年(平成28年)11月1日の神奈川県の「厚木都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の作成時期では、厚木市都市計画マスターplan及び厚木市緑の基本計画において、まだ(仮称)北部総合公園が位置付けられていたことなどから記載があったものです。</p>	

都市計画法に基づく北部地区公園の都市計画案に関する

意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

※各意見者の要旨冒頭の【】は意見の区分（賛成・反対・その他）を示しています。

意見者	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
	<p>また、2025年(令和7年)6月10日の説明会の資料の「滞在を想定する避難所はあつぎ郷土博物館を指定しており」との記載にも驚きました。</p> <p>確か2019年(令和元年)の台風の時だったかと思いますが、中津川の氾濫に備えて避難指示が出たと思うのですが、その時に「あつぎ郷土博物館」へは避難が出来ないので、坂の上の依知北公民館等に避難してくださいという指示が出たと当時人づてに聞いて驚いたことを思い出したからです。2025年(令和7年)6月10日の説明会の資料を改めて見直すと「厚木市オールハザードマップ」という図の掲載が有りました。それを見ると確かに「あつぎ郷土博物館」は洪水浸水想定区域に建っていることが分かりました。依知北公民館、藤塚中学校、北小学校、依知小学校は洪水浸水想定区域ではないようなので、そのような避難指示が出されたことは納得が出来ましたが、「あつぎ郷土博物館」は2017年(平成29年)着工で、2019年(平成31年)1月27日にオープンしたばかりだったので、2019年(令和元年)の台風という非常時に避難所にならないと聞いて驚いたのはもちろんですが、今回2010年(平成22年)度作成した厚木市洪水ハザードマップにおいて浸水想定区域になっていたのだと初めて知り、再び驚きました。避難所としての機能だけでなく、貴重な郷土の歴史的所蔵品の保管場所でもあると思うので、大変心配になりました。そのような場所を、2025年(令和7年)6月10日の説明会の資料で、滞在を想定する避難所に指定していると厚木市が記載していることに、大きな不安が募りましたので、今回の意見書でお知らせさせていただきました。将来的に人の命にかかるかもしれない可能性がある重大事項と思ったからです。</p> <p>2025年(令和7年)6月10日の説明会では、市の説明を聞くのがやっとで、資料の中身まで読み込むことは不可能でしたし、(仮称)北部地区公園に関する都市計画素案の意見書に対する回答書は、2025年(令和7年)6月9日に届いたので、その日の夜に届いたことには気が付きましたが、回答が膨大で次の日の説明会までに読んで理解することは不可能でしたので、お知らせが今回の意見書になったこ</p>	<p>あつぎ郷土博物館につきましては、滞在を想定する指定避難所となっておりますが、対象災害は、がけ崩れ・土石流及び地震としております。</p> <p>洪水災害は対象外となっておりますので、避難する際は、避難所開設の有無を必ず確認してください。</p> <p>なお、風水害の危険性が生じた場合、あつぎ郷土博物館の資料は、貴重な資料や脆弱な資料から順番に2階に移動させ、保管する対策を実施いたします。</p>

都市計画法に基づく北部地区公園の都市計画案に関する

意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

※各意見者の要旨冒頭の【】は意見の区分（賛成・反対・その他）を示しています。

意見者	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
	<p>とをご理解ください。</p> <p>「(仮称)北部地区公園に関する都市計画素案の意見書に対する回答書」と「令和7年6月10日の説明会の資料」及び「令和7年7月4日の厚木市都市計画公聴会規則に基づく北部地区公園の都市計画原案に関する公聴会公述意見の要旨と市の見解」にも、上記の回答が記載されておりましたので、説明に不備、或いは誤りがある可能性が否定出来ないので、今回の都市計画決定に反対致します。</p> <p>「公述意見の要旨と市の見解」もこの意見書提出期間の直前に届きましたので、内容を読み込むのに時間がかかってしまい、締め切り直前の提出で大変申し訳ございませんが、「あつぎ郷土博物館」の避難所につきましては、今一度ご確認くださいますよう重ねてお願い申し上げます。</p> <p>その他の疑問点としては、前回の(仮称)北部地区公園に関する都市計画素案の意見書の回答書には「都市公園法施行令において、市町村区域内に対して一人あたり10平方メートル以上が整備水準となっておりますが、令和7年5月1日現在、厚木市全体では一人当たり9.42平方メートル、依知地区においては、一人あたり1.24平方メートルと低い水準となっており」との回答がありました。また、2025年(令和7年)4月16日の説明会では、市域北部にはぼうさいの丘公園や荻野運動公園のような防災機能を備えた公園が未整備の為、防災機能を備えた公園を整備する必要があるとの説明だったかと思います。依知地区には、ぼうさいの丘公園や荻野運動公園のような広い公園が未整備ということからしても、一人あたり1.24平方メートルと低い水準なのは理解が出来ます。一人あたり10平方メートル以上が整備水準という観点からすると、4.2haの地区公園を整備するという発想には矛盾があると思いました。現在の想定避難人数が避難できる避難所の規模が確保されているといつても、物資供給・集積拠点に特化するのではなく、ぼうさいの丘公園や荻野運動公園と同等或いはそれ以上の規模と防災設備を備え公園構想という条件を満たすことは出来ないのでないかと感じました。厚木市の北部地区公園の「理由書」には「市全体</p>	<p>平成29年10月に改定した厚木市緑の基本計画にて本市の社会構造の変化、緑地の現況や土地利用の変化などを考慮しながら、都市公園の配置及び規模について見直しをしております。</p> <p>本公園は、災害発生に備え、市民の皆様の安心と安全を確保する施設として整備を進めていますので、早期に公園の供用開始ができますよう取り組んでまいります。</p>

都市計画法に基づく北部地区公園の都市計画案に関する

意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

※各意見者の要旨冒頭の【】は意見の区分（賛成・反対・その他）を示しています。

意見者	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
	<p>の防災機能の充実を図り、市民の命と暮らしを守り抜くため、本施設は計画的かつ速やかに整備する必要があります。」と記載されていましたが、このことに関しても、用地取得に3年を要し、開園まで8年かかるという計画は、厚木市が掲げている「理由書」と矛盾が生じていると感じました。</p> <p>2024年(令和6年)8月17日の依知南公民館での住民向け説明会では、厚木市から国費補助がある大きな事業との説明があったと思いますが、4.2haの地区公園。緊急時は物資供給・集積拠点として整備する計画というこの内容で国費補助が受けられる要件を満たしているのかどうかということも大変気になっています。</p> <p>また、前回の(仮称)北部地区公園に関する都市計画素案の意見書で、会議録に間違った記載があるとお知らせしたところ、「今回の意見書だけでは、訂正を要望されている部分の特定ができないため、ご意見等がございましたら準備委員会又は市に連絡をいただければと思います。」との回答をいただきましたので、今回の北部地区公園にも関係する事柄も含んでおりますので、この意見書にて間違った部分のみをお知らせ致します。その他の不備な点につきましては、また別の機会にと思っております。</p> <p>令和3年11月21日(日)午前10時から午後零時15分までの3回目の会議録の3/11頁の地権者K「過去のまちづくりだよりに旧病院跡地に汚染はなかったと書いてありますが」と記載されているのですが、「まちづくりだよりに旧病院跡地に汚染はなかったと書いてある。」と発言されたのは市の職員の方です。会議録5/11頁に職員の方がその発言をされている記載はあるのですが、私自身は様々な不安点を挙げて質問したのであって、自分自身が確認出来ない事について発言することはないので、削除を求めた次第です。</p> <p>また、酒井の総事業費については、詳しい数字の資料が説明会出席時に手元になかった為、数字が違っていた可能性はあるかもしれないのですが、組合設立前の総事業費の金額、組合設立時の総事業費の金額、その後の</p>	<p>国庫の補助につきましては社会资本整備総合交付金を要望しております。</p> <p>こちらの意見書の内容につきましては、本都市計画の内容と直接関係性がございませんので、回答の対象とはなりません。</p>

都市計画法に基づく北部地区公園の都市計画案に関する

意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

※各意見者の要旨冒頭の【】は意見の区分（賛成・反対・その他）を示しています。

意見者	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
	<p>総事業費の金額が変わっている（次第に増えている）ことを申し上げたつもりでした。特に組合設立前の総事業費の金額と組合設立時の総事業費の金額が大きく変わっていたことを不安に感じていたので申し上げたつもりでしたが、会議録5/11頁には「*厚木市酒井土地区画整理組合の事業計画を確認したところ、組合設立時（令和元年9月13日）の事業計画では、事業費94億円」との訂正事項が入っているような書き方をされていたのがとても気になりました。</p> <p>酒井地区の準備委員会が、2017年11月16日に業務代行予定者と基本協定を締結した際に公表された総事業費約87億円だったこと。2019年9月13日の組合設立時にタウンニュースで公表された総事業費が94億円に変更になっていたこと。さらにその後も事業費が上がったことについて不安を感じていたので、当時質問をしたように思います。この会議録の訂正の仕方では、組合設立時に事業費が上がったことが全く伝わらないような表現になっていると思いましたので、訂正をお願いした次第です。</p> <p>2019年9月27日（金）号のタウンニュース厚木の記事を引用致しましたので、ご確認くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>「総事業費は当初約87億円とされていたが94億円に、また、施工（施行の記載間違い？）期間も2024年度の完成をめざすとしていたが、2026年3月末までになるという。市まちづくり推進課によると、「細かく調査、検討を進めたところ、材料費などを見直し増額となり、期間も延びる結果となった」と話している。」</p> <p>また、当時の市の担当者の方とも、この記事についての話を直接していましたので、組合設立時に総事業費が上がったことは間違ありませんので、ご確認及び訂正を何とぞ宜しくお願い申し上げます。</p>	
(17)氏	<p>【反対】</p> <p>私たちの住む住環境に大きな影響を与える事業を、周辺住民に説明が不十分であり、緊急時に避難の出来る公園のはずが、物資の供給・集積拠点などに変わったりして、一般住民にあまり役に立つ施設とは思えない。近隣住民が緊急時に屋内に避難できるような施設</p>	<p>本公園につきましては、学校などの指定避難所の準備が整うまでの一時避難場所としての利用を想定している点につきましては、計画当初から変更はありませんが、滞在を想定する避難所は依知北及び依知南地区には、上依知小学校、北小学校、藤塚中学校、依知小</p>

都市計画法に基づく北部地区公園の都市計画案に関する

意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

※各意見者の要旨冒頭の【】は意見の区分（賛成・反対・その他）を示しています。

意見者	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
	<p>は作らないという計画は、緊急時に本当に充分なものと言えるのだろうか。もっと地権者や周辺住民の意見を聞いて、再度ゼロから考え直して欲しい。</p>	<p>学校、依知南小学校、依知中学校及びあつぎ郷土博物館を指定しており、想定避難人数が避難できる規模は確保されていることから、本公園は物資供給・集積拠点として整備する計画となっております。</p> <p>今後におきましても、皆様のご理解を得られるよう、丁寧な説明を心掛けてまいります。</p>
⑯氏	<p>【反対】 この計画を知ったのは最近ですので十分に理解できないので反対します。</p>	<p>これまで北部地区公園の都市計画決定に向けては、令和7年4月16日に厚木市住みよいまちづくり条例に基づく都市計画素案に関する説明会、6月10日に厚木市都市計画公聴会規則に基づく都市計画原案に関する説明会を開催してきましたが、いずれも広報あつぎや、市ホームページ、依知北・依知南公民館だよりに掲載し、地権者の方、地域住民の方及びすべての市民の皆様へ周知を行ってきました。</p> <p>なお、地権者の方及び依知北・依知南地区的各自治会長に対しては、通知でもお知らせしております。</p> <p>本公園につきましては、市の最上位計画である厚木市総合計画で、災害時の拠点となる防災機能を備えた公園の整備計画を推進するとしており、厚木市都市計画マスタープランや厚木市緑の基本計画にも防災機能を備えた（仮称）北部地区公園を整備することが示されております。厚木市緑の基本計画を策定した際には、パブリックコメントも実施しており、市民の皆様からご意見をいただいたうえで決定させていただいております。また、公園整備につきましては、依知北及び依知南地区自治会連絡協議会から早期の公園整備の要望をいただいております。</p> <p>さらに、（仮称）北部地区公園整備検討会では依知北、依知南の自治会連絡協議会会長、中平及び長坂自治会長、依知北及び依知南地区館長、防災指導員、青少年健全育成会、民生委員及び防災士の合計10名で組織し、地元の意見を取り入れるため、市民アンケートの結果やオブザーバーとして参加いただいた大学の先生にも意見をいただき、公園施設を検討してまいりました。このように、多くの市民の皆様から防災機能を備えた地区公園の新規整備を期待されていることやレク</p>

都市計画法に基づく北部地区公園の都市計画案に関する

意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

※各意見者の要旨冒頭の【】は意見の区分（賛成・反対・その他）を示しています。

意見者	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
		リエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、豊かな地域づくりに資する交流空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設であることから、今後におきましても、皆様のご理解を得られるよう、丁寧な説明を心掛けてまいります。
(19)氏	<p>【反対】</p> <p>先日、石破首相が「日本は戦争をしない」としつつも、有事の際に「食料が足りなければ国の存立は不可能だ」とコメントしたように、日常の食糧を日々生産している農家の立場からすると、農地を潰して公園を作ることは、大きな覚悟がいることです。</p> <p>今回の厚木市の説明では、想定避難人数が避難できる規模は確保されているということで、本公園は物資供給・集積拠点として整備する計画ということなので、お米や野菜の高騰が問題視されている昨今、また、近隣に物流施設が多数建設されている現状を踏まえると、この公園の都市計画決定は早急過ぎると思います。今後、まず内容が二転三転することが無いきちんとした説明を地権者・住民を対象に行い、地権者・住民が理解・納得したうえで、地域に根差した防災公園を作るのであれば賛成するが、今の時点でのこの都市計画決定には反対です。</p> <p>都市計画決定をするということは、その土地の地権者に対して将来的に土地利用に関する法律的な厳しい制限が発生するようですが、詳しい内容については説明を聞いていないので今現在は全く理解が出来ていません。たとえ説明をされたとしても、難しい法律用語で話をされても、法律自体を理解出来るのかどうかという不安があるのも事実です。</p> <p>既に所有する土地に市が杭を打っている為、今後の農作業に支障をきたすことはないのかと戸惑っているというのが現状です。</p>	<p>本公園につきましては、学校などの指定避難所の準備が整うまでの一時避難場所としての利用を想定している点につきましては、計画当初から変更はありませんが、滞在を想定する避難所は依知北及び依知南地区には、上依知小学校、北小学校、藤塚中学校、依知小学校、依知南小学校、依知中学校及びあつぎ郷土博物館を指定しており、想定避難人数が避難できる規模は確保されていることから、本公園は物資供給・集積拠点として整備する計画となっております。</p> <p>また、本公園は、多くの市民の皆様から防災機能を備えた地区公園の新規整備を期待されていることやレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、豊かな地域づくりに資する交流空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設であることから、今後におきましても、皆様のご理解を得られるよう、丁寧な説明を心掛けてまいります。</p> <p>これまで北部地区公園の都市計画決定に向けては、令和7年4月16日に厚木市住みよいまちづくり条例に基づく都市計画素案に関する説明会、6月10日に厚木市都市計画公聴会規則に基づく都市計画原案に関する説明会を開催してきて、いずれも、市ホームページで資料を掲載しておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、ご不明な点がございましたらご説明いたしますので、ご連絡をお願いいたします。</p> <p>杭につきましては、座標で点を押さえていきますので、農業の支障になる箇所につきましては、抜いていただいても問題ありません。</p> <p>今後におきましても、皆様のご理解を得られるよう、丁寧な説明を心掛けてまいります。</p>

都市計画法に基づく北部地区公園の都市計画案に関する

意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

※各意見者の要旨冒頭の【】は意見の区分（賛成・反対・その他）を示しています。

意見者	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
	<p>地権者の立場としても、このような計画で土地利用の制限をされることに対して、賛成することが出来ません。</p> <p>都市計画決定をすることよりも、まず初めにこの地域の未来の発展の為に本当に必要な土地活用を地権者・地域住民とともに考え、もっと地権者・地域住民の生活に寄り添った施策をお願いしたいと切に思っています。</p>	<p>本公園は、多くの市民の皆様から防災機能を備えた地区公園の新規整備を期待されていることやレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、豊かな地域づくりに資する交流空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設であることから、今後におきましても、皆様のご理解を得られるよう、丁寧な説明を心掛けてまいります。</p>
㉚氏	<p>【その他】</p> <p>当社は、当該計画区域で事業を行っているため、当社所有地及び賃借地を含めた利用地の代替地の提供を要望致します。</p>	<p>今後の事業を進めていく中で、個別にご相談させていただきます。</p>